

一般国道2号（観音地区）における沿道環境についてのアンケート調査

【調査の趣旨とお願い】

住民の皆様方には、日頃から道路行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般国道2号観音地区では、沿道環境が厳しく、道路管理者においても高架延伸事業を進めるなどの道路構造対策を行い、沿道環境改善を進めております。

また、国土交通省、広島県、広島市等では、一般国道2号とその周辺を対象として、沿道環境の改善に向けて「沿道環境改善プログラム」を策定し、総合的・計画的に改善を図ることとしております。

このアンケート調査は、観音地区にお住まいの方、商店等で営業されている方、土地・建物を所有されている方々を対象に道路の状況や沿道の環境についてお伺いするものです。

また、道路管理者、自治体と地元の方々が協調して行う環境改善の手法である「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の制度概要の説明と制度についての質問もあわせてお伺いしております。

皆様方にはお手数をお掛けしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ここでお答えいただいた内容については、他の目的に使用したり、ご迷惑をお掛けすることはございませんので、忌憚のないご意見をお聞かせくださるようお願い申し上げます。

平成13年10月

国土交通省中国地方整備局 広島国道工事事務所
広 島 市

【ご記入にあたってのお願い】

〔記入方法〕

1. ご回答は、同封の別紙回答用紙にご記入ください。
2. 「その他」を選択された場合には、ご意見などを具体的にお書きください。

〔ご提出〕

ご記入が終わりましたら、誠に恐縮ですが、回答用紙を同封の返信用封筒に入れて、11月16日（金）までにご投函ください。

【内容、配布・回収についてのお問い合わせ先】

〔調査事務局〕

国土交通省 中国地方整備局 広島国道工事事務所 共同溝課

担当 浜崎、山村 TEL：082-281-4131（代表） FAX：082-286-7900

広島市 道路交通局 道路部 道路計画課

担当 野田、山田 TEL：082-504-2361 FAX：082-504-2134

【調査対象範囲】

観音本町1丁目～南観音町地内の一般国道2号から概ね2街区を対象としています。

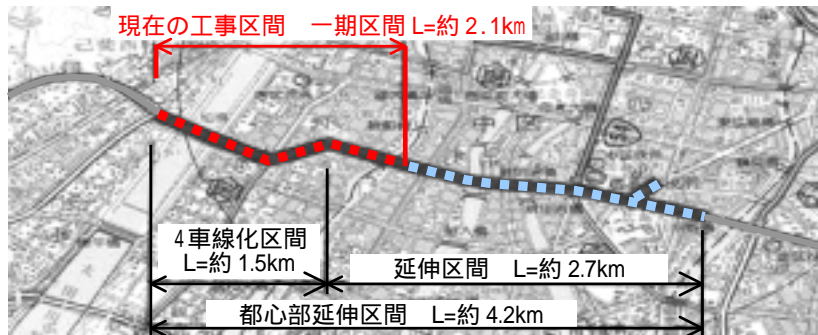


【観音地区の現況】

西広島バイパスは、ラッシュ時に広島西部地域からの車が集中し、慢性的な交通渋滞（渋滞長約 8 km、通過時間約 40 分）が生じており、広島市の都市活動や市民生活に多大な影響を及ぼし、道路交通騒音も全国的にみても、高い値となっています。（単位：dB，官民境界地上 1.2m の測定値）

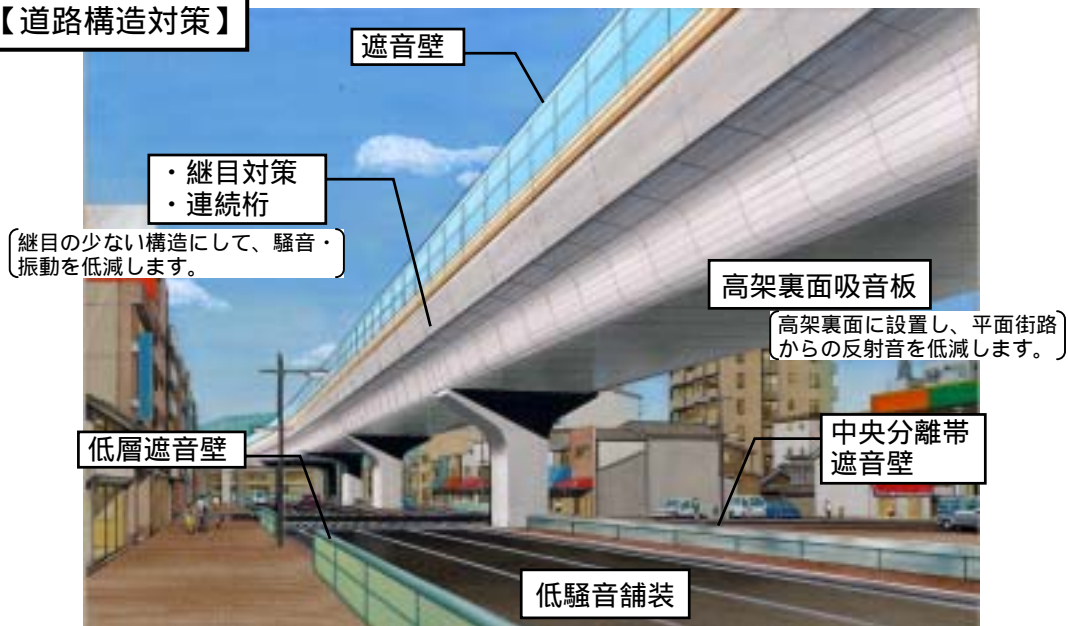
地名	区分	現況騒音値		環境基準
		低騒音舗装敷設前 (H10.12 測定)	低騒音舗装敷設後 (南観音地区 H11.12 測定) (観音本町地区 H12.2 測定)	
南観音地区 (南観音 3 丁目)	昼	78	74	70
	夜	77	72	65
観音本町地区 (観音本町 1 丁目)	昼	76	72	70
	夜	76	71	65

この渋滞解消と併せ沿道環境を改善するため、西広島バイパスの 4 車線化及び延伸工事（西広島バイパス（2 号高架）都心部延伸事業）に着手することとし、1 期区間として西区観音本町 1 丁目から西区庚午北 2 丁目までの約 2.1 km を平成 15 年春の完成を目標に工事を行っています。



今回の工事を施工するにあたっては、沿道の生活環境に配慮した下図の道路構造対策を地元の方々のご意見を伺いながら実施します。

【道路構造対策】



（次頁へお進みください。）

はじめに、土地や建物などについてお伺いします。

(ご回答は、別紙の回答用紙にご記入ください。)

問1 . 現在のお住まいの(または営業されている、若しくは土地・建物を所有されている)場所の住所をご記入ください。

広島市西区

丁目

番

問2 . あなたのお住まいの(または営業されている、若しくは土地・建物を所有されている)場所について、該当するものに1つ 印をお付けください。

1. 国道2号に面している。
2. 国道から2軒目である。(1軒目の敷地に建物が建っていない。)
3. 国道から2軒目である。(" 建っている。)
4. 国道から3軒目以降である。

問3 . 土地・建物の権利についてお伺いします。該当するものに1つ 印をお付けください。

1. 土地のみを所有している。
2. 土地・建物ともに所有している。
3. 土地は借地で建物は所有している。
4. 借家である。
5. 賃貸・テナントである。
6. その他()

問4 . 問1でご記入頂いた場所にお住まい、または、営業されていますか。

1. 調査対象範囲内に居住、または、営業している。 → 問5以降の設問にお進みください。
2. 調査対象範囲内に居住、または、営業していない。

→ 7頁の 国道2号(観音地区)の道路状況についてお伺いします。
問11にお進みください。

問5 . あなたはいつ頃から今の場所にお住まいですか(または営業されていますか)。
該当するものに1つ 印をお付けください。

- 1 . 昭和 35 年以前 (40 年以上前)
- 2 . 昭和 36 年 ~ 昭和 45 年 (30 年から 40 年前)
- 3 . 昭和 46 年 ~ 昭和 55 年 (20 年から 30 年前)
- 4 . 昭和 56 年 ~ 平成 2 年 (10 年から 20 年前)
- 5 . 平成 3 年以降 (10 年経たない)

問6 . あなたがお住まいの(または営業されている)建物について、該当するものに
1つ 印をお付けください。

- 1 . 一戸建ての専用住宅
- 2 . 一戸建ての住宅で営業にも利用している (店舗併用住宅)
- 3 . 分譲マンション等の共同住宅に住んでいる
- 4 . 賃貸のアパート、マンション等の共同住宅に住んでいる
- 5 . 一戸建ての建物で営業のみに利用している
- 6 . 分譲マンションの一部で営業に利用している
- 7 . 賃貸マンションの一部で営業に利用している
- 8 . 自社の事務所ビル
- 9 . 賃貸の事務所ビル
- 10 . その他 ()

問7 . あなたがお住まいの(または営業されている)建物の構造及び階数についてお
伺いします。該当するものに1つ 印をお付けください。(木造以外の方だけ階
数をご記入ください)

- 1 . 木造平屋建ての建物に住んでいる (または営業している)
- 2 . 木造 2 階建てまたは 3 階建ての建物に住んでいる (または営業している)
- 3 . 非木造 (鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック造など) の建物で () 階
に住んでいる (または営業している)
- 4 . その他 ()

(次頁へお進みください。)

問8 . あなたは今後も今の場所に住み続けたい(または営業を続けたい)と思いますか。該当するものに1つ 印をお付けください。

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| 1. 住み続けたい(または営業を続けたい) _____ | } → 問9へお進みください |
| 2. できれば住み続けたい(または営業を続けたい) _____ | |
| 3. できれば移転したい _____ | } → 問10へお進みください |
| 4. 移転したい _____ | |
| 5. 移転する予定にしている _____ | |
| 6. その他(_____) | |

問9 . 「住み続けたい(または営業を続けたい)」または「できれば住み続けたい(または営業を続けたい)」とお考えになる理由は何ですか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 通勤・通学に便利だから。
2. 日常の買い物に便利だから。
3. 国道2号に近くて(または面して)自動車の利用が便利だから。
4. 昔から住んで(営業して)おり慣れているから。
5. 隣近所との交流があるから。
6. 他に移転する所がないから。
7. 特に理由はない。
8. その他(_____)

問10. 「できれば移転したい」「移転したい」「移転する予定にしている」とお考えになる理由は何ですか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 家・部屋が手狭になってきたから(なってくると思うから)。
2. 家が古くなってきたから(なってくると思うから)。
3. 通勤・通学に不便だから。
4. 日常の買い物が不便だから。
5. 国道2号の交通渋滞により自動車の利用が不便だから。
6. 国道2号の自動車の騒音・振動・大気汚染に困っているから。
7. 国道2号に面しておらず不便だから。
8. 周辺に高い建物が増えてきて日照条件が悪くなってきたから(なってくると思うから)。
9. 公園や緑地など子供の遊び場が少ないから。
10. その他(_____)

国道2号(観音地区)の道路状況についてお伺いします。

(ご回答は、別紙の回答用紙にご記入ください。)

問11. 現在の国道2号の道路状況等についてどう思いますか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 交通量が多い。
2. 車がいつも渋滞している。
3. 車道が狭い。
4. 違法駐車が多い。
5. 車道と歩道が近接している。
6. 車道と建物が近接している。
7. 特に問題はない。
8. わからない。
9. その他()

問12. 現在の国道2号の道路環境についてどう思いますか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 自動車による騒音が問題である。
2. 自動車による振動が問題である。
3. 排気ガスによる大気汚染が問題である。
4. 気にならない。
5. わからない。
6. その他()

問13. 今後、国道2号の道路構造についてどのような改善が有効と思われますか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 騒音の発生を低減する舗装にする。
2. 車道と歩道の上に低い遮音壁を設置する。
3. 平面部の中央分離帯に遮音壁を設置する。
4. 交差点の改良等により、国道の渋滞や交通事故の危険性を少なくさせる。
5. 停車スペースを設ける。
6. 街路樹を増やして道路の緑化を充実させるなどして、国道の景観を良くする。
7. 平面部の道路を拡幅して歩道や植樹帯を広げる。
8. 歩道の中を歩行者用と自転車用に区分する。
9. 今のままでよい。
10. わからない。
11. その他()

(次頁へお進みください。)

問14. 今後、国道2号の道路構造以外でどのような対応策が有効と思われますか。
該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 最高速度の上限を強化する。
2. 交通違反(速度超過・駐車違反)車両、整備不良車両、過積載車両等の取締りを強化する。
3. 大型車の走行車線規制を行う。
4. 公共交通機関の利用・転換を促進する。
5. わからない。
6. その他()

沿道環境を改善するための制度について

幹線道路の沿道環境対策については、道路構造対策を積極的に実施していくこととしていますが、これだけでは十分な対策とは言えません。

そこで、さらなる環境対策をするための法律として、騒音を遮る緩衝建物の建築や土地利用の転換など、道路区域以外で騒音対策を推進する「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(以下、沿道法といいます。)があります。

この沿道法に基づく沿道地区計画においては、沿道の建物について地域住民の意見を適切に反映しながら、建築ルールを定め、行政と住民が一体となって道路交通騒音対策に取り組むことを目的としています。

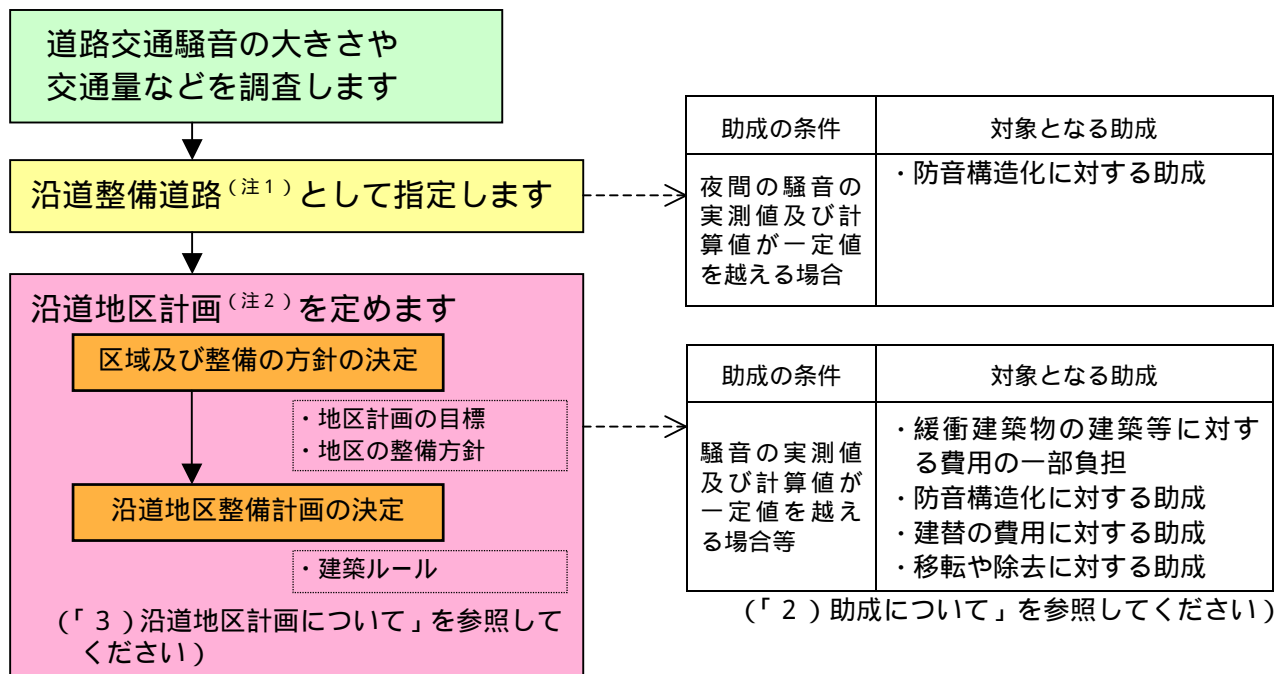
以下の沿道法に基づく助成や沿道地区計画の建築ルールの概要をお読みになり、ご質問にお答えください。

(なお、詳細について知りたい方は、2頁の【お問い合わせ先】までご連絡ください。)

1) 沿道法とは

沿道法とは、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする法律です。沿道法による住民の皆様に関係する事項は、次のような手続きでおこなわれます。

< 沿道法の手続きの流れ >



(注1) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図る必要がある幹線道路について都道府県知事が指定する区間。

(注2) 沿道地区計画は、都市計画法に基づく地区計画制度の一種であり、住民の生活に身近な地区を単位として、それぞれの地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の合意形成を図りつつ、建築物の建て方のルールなどをきめ細かく定めるものです。

(次頁へお進みください。)

2) 助成について

既存住宅の防音構造化に対する助成

適用の段階と騒音の条件

- ・ 特に騒音が高い地域（夜間騒音実測値及び計算値が73dBを越える地域）
沿道整備道路を指定した段階で助成が受けられます。
- ・ その他の地域（騒音実測値及び計算値が夜間65dB又は昼間70dBを越える地域）
沿道地区整備計画を定めた段階で助成が受けられます。

適用される建物

- ・ 住宅などの居室に対して助成が受けられます。

既存の住宅を防音構造に改良するとき、道路管理者が騒音調査を実施し、一定の条件を満足する居室に対し、その工事費用の一部を道路管理者が助成するものです。ただし、これから行う新築、増築や既に防音工事助成を受けた建物は対象となりません。



注) ここで示す各種の助成には、限度額があります。

緩衝建築物の建築等に対する費用の一部負担

区域及び整備の方針を定めた段階で助成が受けられます。

(緩衝建築物とは、騒音が背後に通り抜けないような構造をもった建物です。)

建替の費用に対する助成

移転や除去の費用に対する助成

沿道地区整備計画を定めた段階で助成が受けられます。

【防音構造化（防音工事）助成の内容】

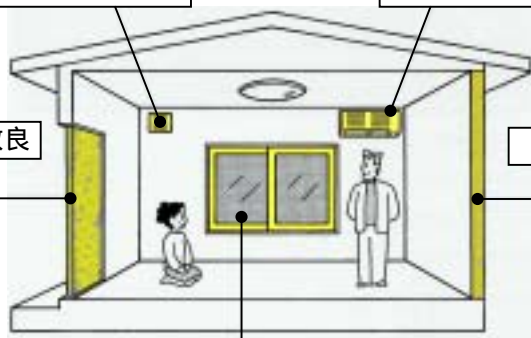
みなさんが住んでいる住宅（アパート、マンションを含みます）に防音サッシなどの取り付け改修工事を行う場合、一定の条件を満足すれば、その工事費の3/4の額（ただし、住宅の構造及び対象室数に応じて限度額があります。）を道路管理者が負担します。

遮音上有効な換気扇の設置

クーラーの設置^()

防音ドアへ改良

壁の改良



防音サッシへ改良

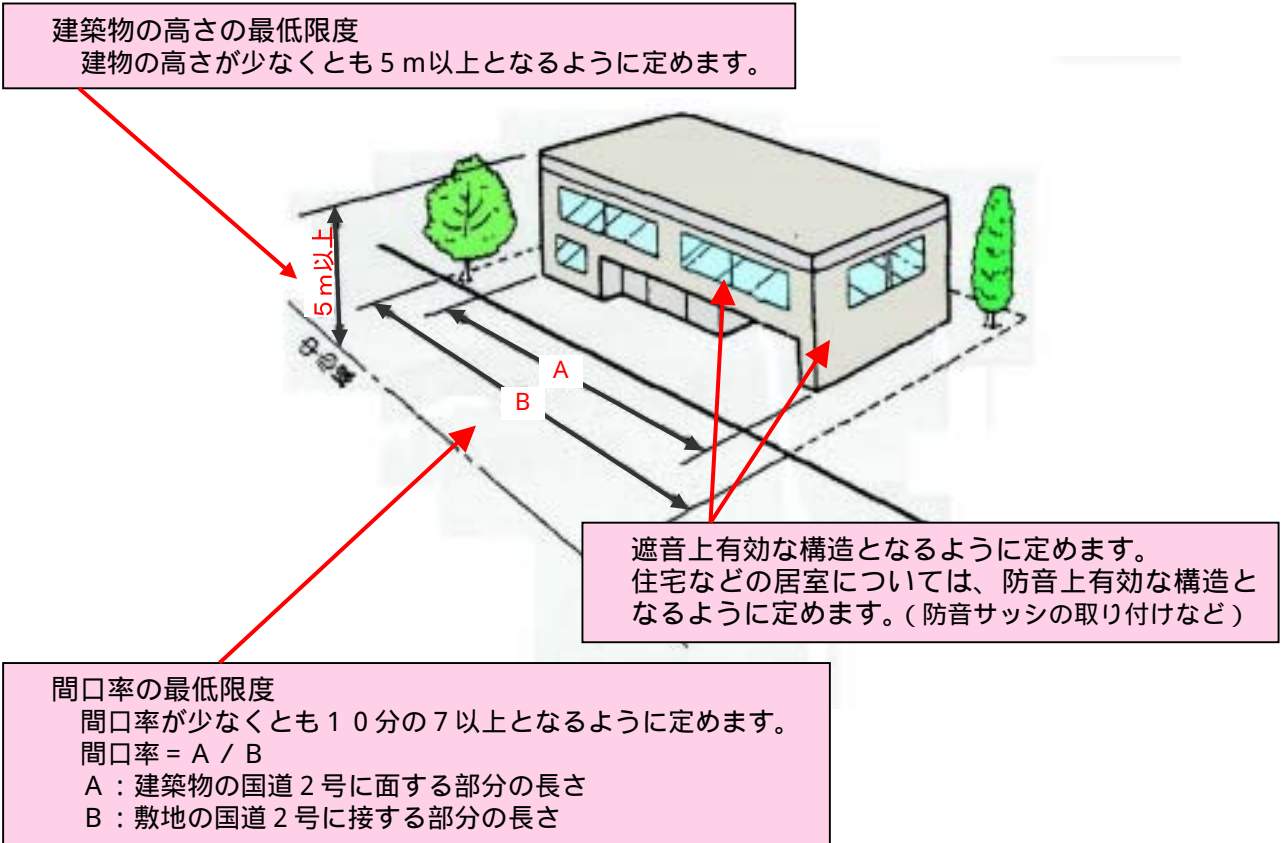
() 防音構造化を行う助成であるため、クーラーの設置のみの助成はできません。(先進地区の運用実績より)

3) 「沿道地区計画」について

沿道地区計画には、以下の建築ルールを定める必要があります。

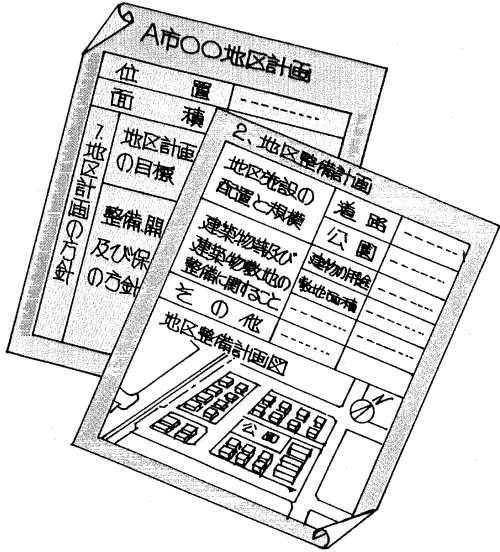
「沿道地区計画」の建築ルールのイメージ図

記載の数値は事例をもとにしたイメージです。



上記の建築ルールに加えて、建物の高さや看板の設置の制限などについて、住民のみなさんと行政とで合意形成を図りながら、まちづくりのルールを定めます。

建物の新築または建て替え時に、まちづくりのルールに従って建築を行うことになります。(現在ある建物の改修を求めるものではありません。)



(次頁へお進みください。)

沿道法の概要をお読みになった上で、アンケート調査にご協力をお願いします。

(ご回答は、別紙の回答用紙にご記入ください。)

問15. 沿道法についてご存じでしたか。該当するものに1つ 印をお付けください。

1. はい
2. いいえ

問16. 観音地区の国道2号に沿道法が適用された場合、どのようなところに期待されますか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 特に騒音が高い地域では、その他の地域先行して防音工事助成が受けられる。
2. 特に騒音が高い地域以外でも、防音工事助成が受けられる。
3. 緩衝建築物の建築費用の一部助成が受けられる。
4. 防音工事の代わりに、住宅を建て替える建築費用の助成が受けられる。
5. 老朽住宅の場合、移転や除去費用の助成が受けられる。
6. 国道2号に沿って騒音が背後に通り抜けられないような構造の建物が建つので騒音が少なくなる。
7. 建築ルールにより統一的なまちなみが形成できる。
8. 住民総意のまちづくりができる。
9. その他()

(上記助成は、一定条件を満足する場合に限りです。)

問17. 観音地区の国道2号に沿道法が適用された場合、気にかかる点がありますか。該当するものに 印をお付けください。(複数回答可)

1. 沿道地区計画による建築ルールがかかる。
2. 助成額に限度がある。
3. 助成を受けても、防音構造化(防音工事)や緩衝建築物の建築は自己負担が大きいのと思われる。
4. 特に気にかかる点はない。
5. その他()

お伺いする設問は以上ですが、道路行政や沿道のまちづくりに対するお考え、ご意見・ご要望などがありましたら、別紙の回答用紙に、ご自由にご記入ください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。